

大阪府医療機関食材料費高騰対策一時支援金支給規則の一部を改正する規則を
公布する。

令和八年九月四日

大阪府知事 吉村 洋文

大阪府規則第八十七号

大阪府医療機関食材料費高騰対策一時支援金支給規則の一部を改正
する規則

大阪府医療機関食材料費高騰対策一時支援金支給規則（令和六年大阪府規則第
一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示
すように改正する。

改正後	改正前
（一時支援金の額） 第三条 一時支援金の額は、申請施設一箇所につ き、<u>知事が別に定める額</u>に病床の数を乗じて得 た額とする。	（一時支援金の額） 第三条 一時支援金の額は、申請施設一箇所につ き、<u>一万二千九百円</u>に病床の数を乗じて得た額 とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。